

常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方（継続協議）	}	(追加資料)
常任委員会への議員の所属制限（継続協議）		
対面方式の実施		
一般質問の通告の時期		
一般質問を予算・決算特別委員会の後にすることについて		
本会議でのパネル使用の規定		

【現行制度等】

（常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方）

（常任委員会への議員の所属制限）

●常任委員会と特別委員会の意義

○ 常任委員会

常任委員会制度は、必置の制度ではなく、…（略）…。また、常任委員会制度は議会の内部的な機関として構成されるものであり、議会の案件について予備的・専門的審査機能を有し、また平成18年の改正によって議案を提出することもできることとなったが、議会と離れた独立の意思決定機関ではない。常任委員会制度の目的は、広汎多岐にわたり、しかも専門化し、技術化していく普通地方公共団体の事務を、合理的能率的に調査し審議するために認められたものであるが、常任委員会はそれぞれ別個に組織され、専門化し、分化して各々の部門ごとの調査審議に当たる建前である結果、規模の小さい普通地方公共団体に至るまでこの制度を採用することは、かえって、議会運営を煩雑非能率とすることともなるのみならず、一般に、常任委員会制度の採用が本会議を形式化し、議会としての一体的運営を欠く傾向もみられることから、その運営に当たっては十分に留意されなければならない。（松本英昭「逐条地方自治法〔第5次改訂版〕」388頁）

○ 特別委員会

特別委員会は、常任委員会と異なり、特定の付議事件の審査のために設けられるものである。…（略）…。

常任委員会制度を採用している普通地方公共団体の議会においては、二以上の常任委員会を通ずる事件、又は特に重要案件なるが故に特別の構成員により審議する必要がある等の際に、特別委員会が設置されることとなる。必要がある場合には、特定の常任委員会のみを担当に属すべき事件について設けることも妨げない（行実昭24. 04. 11）。（松本英昭「逐条地方自治法〔第5次改訂版〕」397頁）

●予算の常任委員会への分割付託のメリット、デメリット

○ メリット

- ・ 各常任委員会の専門性を生かした審査を行うことができる。
- ・ 条例等予算以外の議案の審査と予算の審査を一体的に行うことができる。

- ・ 議員全員が、所属する常任委員会の所管の範囲内ではあるが、予算の審査に関与することができる。

○ デメリット

- ・ 予算については、予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は1つの委員会において行うべく、2以上の委員会で分割審査すべきものではないとする行政実例（行実昭29.09.03）がある。
- ・ 歳入と歳出を異なる常任委員会に分割付託している場合は、1つの事業について歳入と歳出を一体的に審査することができない。
- ・ 各常任委員会の審査結果が異なる場合がある。
委員会段階での修正がでにくい。
- ・ 予算の全体からの視点での審査ができない。
政策分野を超えた選択と集中、政策の融合や連携という視点をとりにくい。

- 特別委員会を設置して審査付託する場合については、特別委員会の性質上、本会議で予算を議決すれば、その特別委員会の任務は終了し、当該議会の閉会とともに廃止となるので、継続性がない（その後、執行機関が予算を適正に執行しているか等の議会の監視機能が手薄になる。）との指摘がある。

（対面方式の実施）

発言の許可等 （伊勢市議会会議規則第51条）	（発言の許可等） 第51条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡明な事項については、議席で発言することができる。 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。
許可のない登壇の禁止 （伊勢市議会会議規則第148条）	（許可のない登壇の禁止） 第148条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

（一般質問の通告の時期）

（一般質問を予算・決算特別委員会の後にすることについて）

発言の通告等 （伊勢市議会会議規則第52条）	（発言の通告等） 第52条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行及び
---------------------------	--

	一身上の弁明等については、この限りでない。 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。 3 発言の順序は、議長が定める。 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は、その効力を失う。
一般質問 (伊勢市議会会議規則第62条)	(一般質問) 第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
緊急質問 (伊勢市議会会議規則第63条)	(緊急質問) 第63条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。 2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(本会議でのパネル使用の規定)

新聞紙等の閲読禁止 (伊勢市議会会議規則第146条)	(新聞紙等の閲読禁止) 第146条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。
資料等印刷物の配布許可 (伊勢市議会会議規則第147条)	(資料等印刷物の配布許可) 第147条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

【伊勢市議会の状況】

（対面方式の実施）

●質疑・一般質問における質問者・答弁者の位置

質疑・一般質問においては、議員と執行機関のいずれも、最初の一括質問・一括答弁のときは登壇して演壇で、再質問・答弁からは自席で発言している。

（一般質問の通告の時期）

（一般質問を予算・決算特別委員会の後にすることについて）

●定例会の大まかな流れ

招集告示（開会の7日前までに（通常、7日前に告示される。））

↓

議会運営委員会（会期、議事日程等について）

議案の配付

（通常、招集告示の日に行う。）

↓

【本会議（初日）】…開会、会期の決定、議案の提案説明など

↓

↓ 本会議は、議案精読のため休会

↓ 質疑・一般質問の発言通告（提出期限：質疑・一般質問の日の前日の正午）

↓

議会運営委員会（質疑・一般質問の質問者の順序について）

【本会議（おおむね3日間）】…議案質疑、請願の紹介議員説明、委員会審査付託、
一般質問

↓

↓ 本会議は、委員会審査等のため休会

【委員会】…議案・請願の審査（質疑、討論、採決）

↓

議会運営委員会（本会議最終日の議事日程について）

【本会議（最終日）】…委員会の委員長の審査結果報告、委員長報告に対する質疑、討論、
採決、閉会

日曜日に当たる場合は、前の週の金曜日

（本会議でのパネル使用の規定）

●最近、質疑・一般質問において、質問者と答弁者がパネルを使用する事例が増えてきている。使用に際しては、あらかじめ議長に対してその旨を申し出ているが、現在のところ、特に使用に関しての定めはない。